

平成30年度説明資料

熊本県統括コーディネーター(県南担当) 浅野一登

国の政策(地方創生と子供たちの教育)

H26.5 日本創成会議の提言(民間・・・各界のトップの方々)

H26.9 まち・ひと・しごと創生本部(本部長は安部総理大臣)

H27.3 教育再生実行会議第六次提言(総理大臣の諮問機関)

〔提言〕

教育がエンジンとなって「地方創生」を！

○「教育」の力で地域を動かす。

○地域を担う子どもを育て、生きがい、誇りを育む。

具体的には

○全ての学校のコミュニティ・スクール化について

○学校と地域をつなぐコーディネーター等の人材配置

H27.12 中央教育審議会答申(文科省の詳細な施策の決定)

H28.1 文部科学省の推進計画(馳プラン)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正

○ コミュニティ・スクールに置かれる学校運営協議会

- ・ 置くことができる。 → 置くように努めなければならない。
- ・ 当該学校に置くこと → 二以上の学校に一の学校運営協議会を置くことができる。

○ 学校運営協議会の委員

- ・ 保護者・地域住民 → 保護者・地域住民・地域学校協働活動推進員(コーディネーター)・その他・・・
- ・ その他・・・
- ・ (新設) → 校長は、委員の任命に関する意見を申し出ることができる。

○ 指定の取り消し

- ・ 適正を欠く、支障が生じ、生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。 → (削除)

社会教育法の改正

○ 第五条(市町村教育委員会の事務)

(新規)→ 地域学校協働活動

- ・ 適切な協力体制の整備
- ・ 普及啓発
- ・ 必要な措置

○ 第九条の七(地域学校協働活動推進員)

(新規)→ 地域学校協働活動推進員(コーディネーター)
の委嘱

- (新規)→
- ・ 教育委員会の施策に協力
 - ・ 地域住民と学校の情報共有
 - ・ 地域住民等に助言その他援助を行う。

改訂 幼稚園教育要領 小・中学校学習指導要領

[改善の基本的な考え方]

○「**よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る**」という目標を学校と社会が共有。

○未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。

その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「**社会に開かれた教育課程**」を重視したこと。

○子供たちが「どのように学ぶか」に着目して、学びの質を高めていくためには、「学び」の本質として重要となる「**主体的・対話的で深い学び**」の実現を目指した「**アクティブラーニング**」の視点から、授業改善の取組を活性化していく必要がある。

○「**何を学ぶか**」「**どのように学ぶか**」「**何ができるようになるか**」…「**カリキュラム・マネジメント**」の好循環を実現

新学習指導要領の改善の基本的な考え方をキーワードを手がかりに解説

○【よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る】

初めて「**地方創生の実現**」が学習指導要領に記述された。将来の地域の担い手としての子どもたちの育成と地域住民の学校経営・教育活動への参画により社会参加の意欲の高揚を図ることで、よりよい社会が創造されることを目指す。

○【未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成】

「**地域の未来を担う子どもの育成**」と同じ意味である。「地域の未来を担う子どもに必要な資質や能力を確実に育成する。」ことが記述されている。

○【その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する】

地域の未来を担う子どもたちをどのように育てたらいいのか！どのような資質や能力を育てたらいいかを学校と地域住民が話し合っって共通理解を持って連携する必要がある。その協議する場が**コミュニティ・スクールの学校運営協議会**である。**全ての学校のコミュニティ・スクール化の必要性**がここにある。

○【社会に開かれた教育課程】

コミュニティ・スクールの学校運営協議会で協議した「地域の未来を担う子どもたちに必要な資質・能力の育成」を教育課程に位置づける。教育課程に位置づけるとは、その内容を学校の授業として実施するということである。各教科・特別活動・総合的な学習の時間などの学習内容として位置づける。

○【「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した「アクティブラーニング」】

教室の授業では“対話的”を“学び合い”と解することが多いが、もっと大きな視点で考え“人との交わりの中で”と解すると、学びがずっと深くなっていく。児童生徒同士での学び合いから、地域のたくさんの人々との交わりの中で学んでいく、その場も教室だけでなく地域の皆さんの生活している働いている町に学びを広げていくことで“アクティブラーニング”が実現される。これは**地域学校協働活動**そのものである。**全小中学校区をカバーする地域学校協働本部の構築の必要性**がここにある。

○【「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」

・・・「カリキュラム・マネジメント」の好循環を実現】

地域学校協働活動を実施するときに！

「何を学ぶか」

【社会の形成に参画するための資質や能力】・・・「地域の未来を担う子どもたちをどのように育てるか、どのような資質・能力を育てたらいいか」・・・学校運営協議会で協議して、学校と地域住民が共有・連携する。それを社会に開かれた教育課程に位置づける。

「どのように学ぶか」

【主体的・対話的で深い学び。アクティブラーニング】・・・「地域の人々との交わりの中で学ぶ」・・・授業の中で地域学校協働活動をたくさん実施して、地域の人々との交わりの中で学ぶ場をつくる。

「何ができるようになるか」

【社会の形成に参画するための資質や能力を一層確実に育成】・・・「地域の未来を担う子どもたちに必要な資質や能力を一層確実に身に付けるために、教育の成果を検証する機会を持ち、成果が不十分な場合には研修や研究を通して改善を図り、充実した教育活動を実現する。」・・・カリキュラムマネジメントで教育課程を軸とした学校教育の改善・充実の好循環を実現

「カリキュラム・マネジメント」の確立

学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、**必要な人的・物的体制の確保**、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

(まとめ) 答申にある4つのキーワードを学習指導要領のキーワードと結びつけて説明した。このことで答申の内容が学習指導要領に生かされていることを現した。

答 申	新学習指導要領
地方創生の実現	よりよい学校教育を通して よりよい社会を創る
地域の未来を担う子どもたちの育成	未来社会において自立的に生き、 社会に参画する子どもたち
コミュニティ・スクールの学校運営協議会	子どもたちに求められる資質・能力とは何かを 社会と共有し、連携する
地域学校協働活動	主体的・ 対話的 で深い学び アクティブラーニング カリキュラム・マネージメント 必要な人的・物的体制の確保

「社会に開かれた教育課程」とは

1 社会に開かれた教育課程の理念

文部科学省「新学習指導要領の改定の考え方（これからの教育課程の理念）」より

〔目標〕

- 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」
- 「未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育む」

〔3つのポイント〕・・・これが理念(根本的な考え方)

- ① 教育課程を介して目標を学校と社会が共有
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力の明確化
- ③ 地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育の展開

2 社会に開かれた教育課程とは実際どのような教育課程を計画すればいいのか！

(1) 地域の人々と学校が、下記目標を共有する。

〔目標〕

- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る
- 未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育む



〔具体的には〕

〇〇町の未来を担う子どもたちが、ここで心豊かに生きていくために必要な資質や能力を育む

(2) 地域の人々と学校が、(1)の資質や能力とは何か？を協議して決定する。例えば、

- ・ 〇〇町の伝統と文化を尊重し、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する人材の育成
- ・ 広く世界を視野に入れたグローバルな人材の育成
- ・ 起業家精神に富み、自身や地域の未来を切り開く人材の育成

これが、社会に開かれた教育課程で育みたい資質や能力です。
この教育課程を実施して、確実に、この資質・能力を育みます。

(3) (2)の資質や能力を育むために、子供たちが、どんな話を聞き・何を見・何を体験し・何を考え・何をするのか・・・を、地域の人々と学校が協議して出し合う。

例えば

川体験 山体験 農業体験 観光体験 林業体験 職場体験 福祉体験 起業体験 海外の文化に触れる体験 英会話体験 町の課題に気づき未来を創造する学習 多くの地域学校協働活動

(4) その地域の小中学校は、連携して、(2)の資質や能力を育むために、(3)で示されたことを学習内容として取り込んだ教育課程を作成する。

- ・ 各教科・特別な教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間に位置づける。
- ・ 地域の子供たちを育むため、小中だけではなく、一連の地域の教育機関である幼保小中高大等の一貫・連携として進めることが望ましいです。

- ・ 各教科等で地域学校協働活動を取り入れるところはないか検討する。地域の皆さんに授業に参加してもらえることで、より専門的な深い学びを提供できる。学習している内容がどのように仕事に活かされているか、実感を持って触れることができる。
- ・ 地域の皆さんとつながりを持つことができ、社会を知る窓口となる。さらに広がって社会活動へ発展してほしい。

(5) 「総合的な学習の時間」の一部を「郷土学習」へ……週1時間程度(先進校の状況から)
 (2)の資質・能力を育む中心的な教育活動の場は総合的な学習の時間です。

例えば

平成〇〇年度〇〇町〇〇校区郷土学習全体計画面案

1 目的

地域との連携や地域人材を活用した地域学校協働活動を通して、体験活動を重視した学習を展開することで、古里を知り、古里について考え、古里に誇りを持った心豊かな子どもたちを育成して、将来の自己の生き方を考えて行く学習とする。

2 身につけさせたい力

- (1) 〇〇町の伝統と文化を尊重し、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する人材の育成
- (2) 広く世界を視野に入れたグローバルな人材を育成
- (3) 起業家精神に富み、自身や地域の未来を切り開く人材の育成

3 是非、学ばせたいこと

川体験 山体験 農業体験 観光体験 林業体験 職場体験 福祉体験 起業体験 海外の文化に触れる体験 英会話体験 町の課題に気づき未来を創造する学習 多くの地域学校協働活動

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
テーマ	校区の地域・自然	校区の人とくらし	校区の仕事	町の福祉	町の仕事	起業体験	町の課題	町に生きる	町の未来
方法	見学 体験 写真 地図	観察 体験 写真 地図	見学 観察 体験 調査 記録 考	見学 観察 体験 調査 記録 考	見学 観察 体験 調査 記録 考	見学 体験 起業 新製品考 案 販売	調査 課題 把握 研究 体験 記録 生き方 検討	調査 見学 観察 体験 記録 生き方 検討	調査 見学 観察 体験 記録 提案の 検討
まとめ	↓ 応用紙 まとめ	↓ 応用紙 まとめ	↓ 応用紙 まとめ	↓ 応用紙 まとめ	↓ 応用紙 まとめ	↓ 応用紙 まとめ	↓ 資料に まとめ	↓ 資料に まとめ	↓ 資料に まとめ
発表	↓ 紙面発表	↓ 紙面発表	↓ 紙面& ステージ発表	↓ 紙面& ステージ発表	↓ 紙面& ステージ発表	↓ 紙面& ステージ発表	↓ 資料& ステージ発表	↓ 資料& ステージ発表	↓ 資料& ステージ発表
協働者(役場)	町民福祉課	育振興課	総務課 農林課	町民福祉課	総務課 農林課	総務課 農林課 企画観光課 町民福祉課	すべての課	すべての課	すべての課
(個人)	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
(踊・舞・技能など) 文化の継承									
校区の歴史と文化					町の歴史と文化				
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3